

ロシアによるウクライナ侵攻への抗議に関する決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土への明らかな侵害であり、国連憲章の原則に反するとともに、国際社会の平和と安全を著しく損ない到底容認することが出来ない。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じてあってはならないことである。

また、子どもを含む多くの人々の尊い命と平和な暮らしが理不尽に奪われる事態は、断じて看過できない。

本町では、世界平和の実現を願って平和都市宣言を行っており、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻はそのような町民の願いに反するものである。

よって、開成町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議し、即時停戦及び撤退を強く求め、日本国政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに国際社会と緊密かつ迅速に連携しつつ、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナ及び周辺各国の緊張状態の緩和と速やかな平和と安定を強く望むものである。

以上、決議する。

令和4年3月22日

開成町議会